

# 令和5年度生徒募集要項(別編)

- 第4 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜
- 第5 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等
- 第6 帰国生徒特別選抜による募集
- 第7 外国人特別選抜による募集

埼玉県立草加南高等学校  
〒340-0033 埼玉県草加市柳島町66番地  
TEL 048(927)7671(代表)

別紙「令和5年度生徒募集要項」(以下「募集要項」という。)をあわせてご参照ください。

## 第4 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### 1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

### 2 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

### 3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

### 4 第2志望の扱い

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科においてはこの選抜の対象としない。

### 5 志願先変更

本校へ志願先変更をする場合は、本校校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、本校校長に「自己申告書」を提出することはできない。

### 6 面接

(1) 令和5年2月22日(水)の学力検査終了後に実施する。

(2) 個人面接とする。

### 7 その他

ここで定めた内容以外の事項については、**募集要項**第2による。

## 第5 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

### 1 私立中学校から出願する場合

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア 出願資格

**募集要項**第1の2による。

イ 出願手続

(ア) **募集要項**第2の2による。

(イ) 住民票の写し(出願日より3ヵ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出する。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

第5の3による。

(3) 令和5年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
第5の3による。

## 2 隣接県の隣接学区から出願する場合（隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による出願）

### (1) 出願資格

「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和5年度細部協定書」により出願資格を有する者

### (2) 出願手続

ア 募集要項 第2の2による。

イ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式12）を提出する。

ウ 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

エ 本県公立高等学校への志願者の取扱いについては、各県との「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和5年度細部協定書」による。

## 3 2以外の県外中学校等から出願する場合

### (1) 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

### (2) 出願承認の手続

ア 出願承認の申請

(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和5年1月10日（火）から2月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）  
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに「出願承認の申請」を行うこと。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 募集要項 第2の2による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

## 4 海外の日本人学校等から出願する場合

### (1) 出願資格

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において出願資格の認定を受けた者

### (2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

(ア) 「令和5年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受ける。

(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和4年12月1日（木）から令和5年2月10日（金）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）までの間を除く。）  
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに「出願資格の認定」を受けること。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 募集要項 第2の2（本校募集要項）による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 「入学願書」及び「受検票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話048-830-6766）で交付する。

(エ) 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

(オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

## 第6 帰国生徒特別選抜による募集

### 1 実施時期及び募集人員

一般募集に併せて実施する。

なお、募集人員については、別に定める。募集人員は、原則として入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

## 2 出願資格

**募集要項** 第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者  
ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

## 3 出願手続

**募集要項** 第2の2に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) **募集要項** 第2の2の(1)のアについては、「入学願書」(様式5)、「受検票」(様式5-2)とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。  
「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
- (2) **募集要項** 第2の2の(2)のアについては、本校校長より所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。ただし、受検票を郵送により交付する場合、受検票の備考欄に、「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、高等学校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代えることができる。
- (3) 第4の3の「自己申告書」(様式6)は、提出することができない。
- (4) 第2志望を希望する場合は、「入学願書」(様式5)の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

## 4 志願先変更

**募集要項** 第2の5に準ずる。ただし、次のことに留意する。

**募集要項** 第2の5の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を添付し、手続きを行うこと。

## 5 学力検査

**募集要項** 第2の7により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~14:20	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		本校校長の指示に従う。		英語

## 6 面接

- (1) 令和5年2月22日(水)の11:45~14:20(12:35~13:30を除く)の間で実施する。時間については当日指示をする。
- (2) 個人面接とする。

## 7 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業した者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第5に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、**募集要項** 第2に準ずる。

## 第7 外国人特別選抜による募集

### 1 実施時期及び募集人員

一般募集に併せて実施する。

なお、募集人員については、別に定める。募集人員は、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

### 2 出願資格

**募集要項** 第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 保護者と共に県内に居住している、又は令和5年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期間が令和5年2月1日現在で通算して3年以内の者

### 3 出願手続

- (1) **募集要項** 第2の2に準ずる。

本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。また、次のことに留意する。

- ア 「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「外国人特別選抜による募集」に○を付すこと。
- イ 第4の3の「自己申告書」(様式6)は、提出することができない。
- ウ 第2志望を希望する場合は、「入学願書」(様式5)の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

- (2) その他の出願書類

- ア 外国人特別選抜適用申請書(様式15)

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

- イ 出願時に有効な旅券

- ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合、イは外国籍を証明する書類等で、ウは保護者ととも県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

- エ その他、本校校長が必要とする書類

- (3) 出願書類の提出方法

外国人特別選抜による募集の出願には、出願時に旅券等の確認が必要であるため、次のいずれかの方法により出願する。

- ア 令和5年2月9日(木)以前に本校で、出願時に有効な旅券、在留カード及びその他本校校長が必要とする書類を事前に確認し、2月9日(木)に郵送または中学校がまとめて持参する。**(事前確認を行う場合、出身中学校長は本校校長に連絡を入れること。)**

- イ 令和5年2月10日(金)、13日(月)に持参による出願をする。

### 4 志願先変更

**募集要項** 第2の5に準ずる。ただし、次のことに留意する。

**募集要項** 第2の5の(1)については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ提出し、出願の手続を行うこと。

### 5 学力検査

**募集要項** 第2の7により行う。問題は、他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15	休憩	10:35～11:25 (50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	本校校長の指示に従う。		数学		本校校長の指示に従う。		英語

### 6 面接

- (1) 令和5年2月22日(水)の9:25～10:15、11:45～14:20(12:35～13:30を除く)の間で実施する。時間については当日指示をする。

- (2) 個人面接とする。

### 7 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業した者を含む。)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第5の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、**募集要項** 第2に準ずる。